



魚津市イメージキャラクター

ミラたん

魚津市プレスリリース 令和元年11月29日

「(仮称)魚津風景街道パートナーシップ連絡協議会」

結成総会を開催します

魚津市では、海岸道路（富山県道2号魚津生地入善線他）と周辺地域を「日本風景街道」として登録するべく、これまでも関係団体と勉強会等を開催してきました。

今回、賛同いただける団体の皆様と「(仮称)魚津風景街道パートナーシップ連絡協議会」を結成する運びとなりました。以下の通り結成総会を行いますので、ご多忙の折とは存じますが、ぜひ取材くださいますようお願い申し上げます。

1 開催日時

令和元年12月4日（水） 13:30～16:00

2 会場

魚津市役所2階 第1会議室（魚津市釈迦堂一丁目10番1号）

3 参加予定者数

海岸道路において環境美化や観光案内等の活動をしている
各種団体や地域振興会等の構成員、及び道路管理者

約30名

4 協議内容

- ・協議会規約の承認、代表者、副代表者、事務局の選任
- ・本風景街道及び本パートナーシップ協議会の名称の決定
- ・本協議会の活動目的・活動内容等の確認

…等々

5 記念講演（総会の議事終了後に行います。）

演題：「北陸風景街道における取り組み等について(仮称)」

講師：特定非営利活動法人日本風景街道コミュニティ

理事 ^{うすい} 臼井 ^{じゅんこ} 純子 氏（オフィス・ウスイ代表）

※別紙もご参照ください。

担当部署：産業建設部建設課

（課長）牧 英治

（担当者）魚住 和広、林 広夢

電話 0765-23-1089

FAX 0765-23-1169

E-Mail kensetsu@city.uzoju.lg.jp

日本風景街道とは？

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与し、これにより、国土文化の再興の一助となることを目的とします。（国交省のHPより抜粋）

言い換えると、地域が主体となって行われている様々な取り組みを、「みち」を舞台として一つにつなぎ、地域の活性化や観光の振興を目指す国の道路施策です。（令和元年11月現在、全国で142ルートが登録されています。）

登録されるとどうなる？

北陸地区の事務局である国土交通省北陸地方整備局より、専門家の派遣などの人的支援を受けることが出来るほか、「日本風景街道」という一つのまとまりとなることで情報発信力が高まり、地域のPRが強化されるとともに交流人口の拡大が期待されます。

また、北陸地区の日本風景街道登録ルート間の情報交換・人的交流を目的とした「北陸風景街道交流会議」が毎年開催されています。この交流会議に参加することで、他ルートの事例研究や交流を深めることができ、これもメリットの一つと言えます。



今年新潟県佐渡市で開催された交流会議の様子。60名ほどの参加があり、国土交通省からの情報提供や登録ルート同士の事例発表が行われました。

「(仮称)魚津風景街道パートナーシップ連絡協議会」とは？

活動の主体となる地域の住民やNPO等の活動団体、企業等とのネットワーク組織をイメージしています。各地域で活動する団体等が各々の活動についての情報を共有し、さらには連携・協働することで、海岸道路の風景価値を高めること、また、住む人・訪れる人双方にとって魅力的な地域にすることを目的に結成・設立します。

日本風景街道登録状況

◆全国142ルート

◆北陸地域13ルート（下記のとおり）

- ・第1号 日本海パークライン[新潟県村上市、山形県鶴岡市]
- ・第2号 北アルプス大展望・最長最古の塩の道ルート
[新潟県糸魚川市、長野県小谷村・白馬村・大町市]
- ・第3号 金沢城下 野町・弥生誘いの街道[石川県金沢市]
- ・第4号 奥能登絶景街道[石川県珠洲市]
- ・第5号 良寛も歩いた弥彦浪漫の道[新潟県弥彦村]
- ・第6号 日本の原風景「枝垂れ桜の咲く里への回り道」[新潟県糸魚川市]
- ・第7号 飛越交流ぶり・ノーベル出世街道
[富山県富山市、岐阜県飛騨市・高山市]
- ・第8号 よりみち街道『中越』[新潟県長岡市・小千谷市・魚沼市]
- ・第9号 越後妻有里山回廊[新潟県十日町市・津南町]
- ・第10号 佐渡國しま海道[新潟県佐渡市]
- ・第12号 越後米沢街道・十三峠[新潟県関川村、山形県小国町・飯豊町・川西町]
- ・第13号 白山眺望街道[石川県加賀市・小松市]
- ・第14号 「合掌・さくら」飛越街道 ～世界遺産をめぐる道～
[岐阜県高山市・白川村、富山県南砺市]

※第11号は「飛騨地域風景街道」でしたが、『「合掌・さくら」飛越街道』が登録名称を改名した際に、新たに登録ナンバー第14号を取得したため、永久欠番となる。

◆富山県内2ルート ⇒ 第7・14号

新潟県内8ルート ⇒ 第1・2・5・6・8・9・10・12号

石川県内3ルート ⇒ 第3・4・13号